

仕様書

- 1 業務名称 「キャンドルナイト in 城北川」開催にかかる物品運搬業務委託
【城東区役所市民協働課（市民活動支援グループ）】
- 2 契約期間 契約締結後～令和 8 年 1 1 月 4 日（水）
実施日：令和 8 年 1 0 月 2 4 日（土）
- 3 作業時間（予定）（1）往路 午前 11 時 00 分～午後 1 時
（2）復路 午後 8 時 30 分～午後 10 時
- 4 業務内容
（1）往路：城東区役所（搬出・積込）→ 城東区防災倉庫（搬出・積込）→ イベント会場（荷下ろし・搬入）
（2）復路：イベント会場（搬出・積込）→ 城東区防災倉庫（荷下ろし・搬入）→ 城東区役所（荷下ろし・搬入）
- 5 搬出入場所
（1）城東区役所・城東区防災倉庫
別紙 1 のとおり
（2）イベント会場
別紙 2 のとおり
- 6 予定運搬物品
別紙 3 のとおり
- 7 手配車両及び人員
2 トン車 ボディ形状：別紙 3 の物品を輸送できる車両、ただし全高 3.2 メートル以内であること。
運転手兼搬出入作業員 1 名以上
- 8 搬出入時の対応
搬出入に際しては、本市職員と連絡を取り合い、搬入口等について指示を受けること。
- 9 災害時等の対応
地震その他災害発生時等には、イベントが中止されるので発注者の指示に従い作業中止等の措置を行うこと。なお、中止等に伴う費用の負担は、発注者・受注者双方協議により業務委託契約変更により対応する。
- 10 業務報告
業務完了後、契約期間内に業務完了届を提出すること。

11 その他

- (1) 契約後、作業工程等の詳細について、事業担当者と十分な打合せを行うこと。
- (2) 搬出入時における搬入用車両の駐車場所については事業担当の指示に従うこと。
- (3) 搬出入に際しては、建物及びそれに付随する設備等を損傷することのないよう、十分な措置を講じること。万一、損傷を与えた場合は受注者において完全に修復すること。
- (4) 運搬時に物品が破損するのを防ぐよう毛布や緩衝材で対策を講ずること。
- (5) 使用する車両は、200万円以上の貨物保険に加入していること。
- (6) 搬出入、運搬、保管にかかる養生・梱包、燃料、保管料、保険料、人件費等の諸費用は、全て本契約に含むものとする。
- (7) 応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ応札するものとする。
質問受付期間経過後の疑義については受付けしない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。

12 事業担当 城東区役所市民協働課（市民活動支援）

担当者 草野・青堅（あおの）

大阪市城東区中央3-5-45

電話番号：06-6930-9743

FAX 番号：050-3535-8685

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

再委託に関する特記事項

1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。

5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（城東区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（城東区役所総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

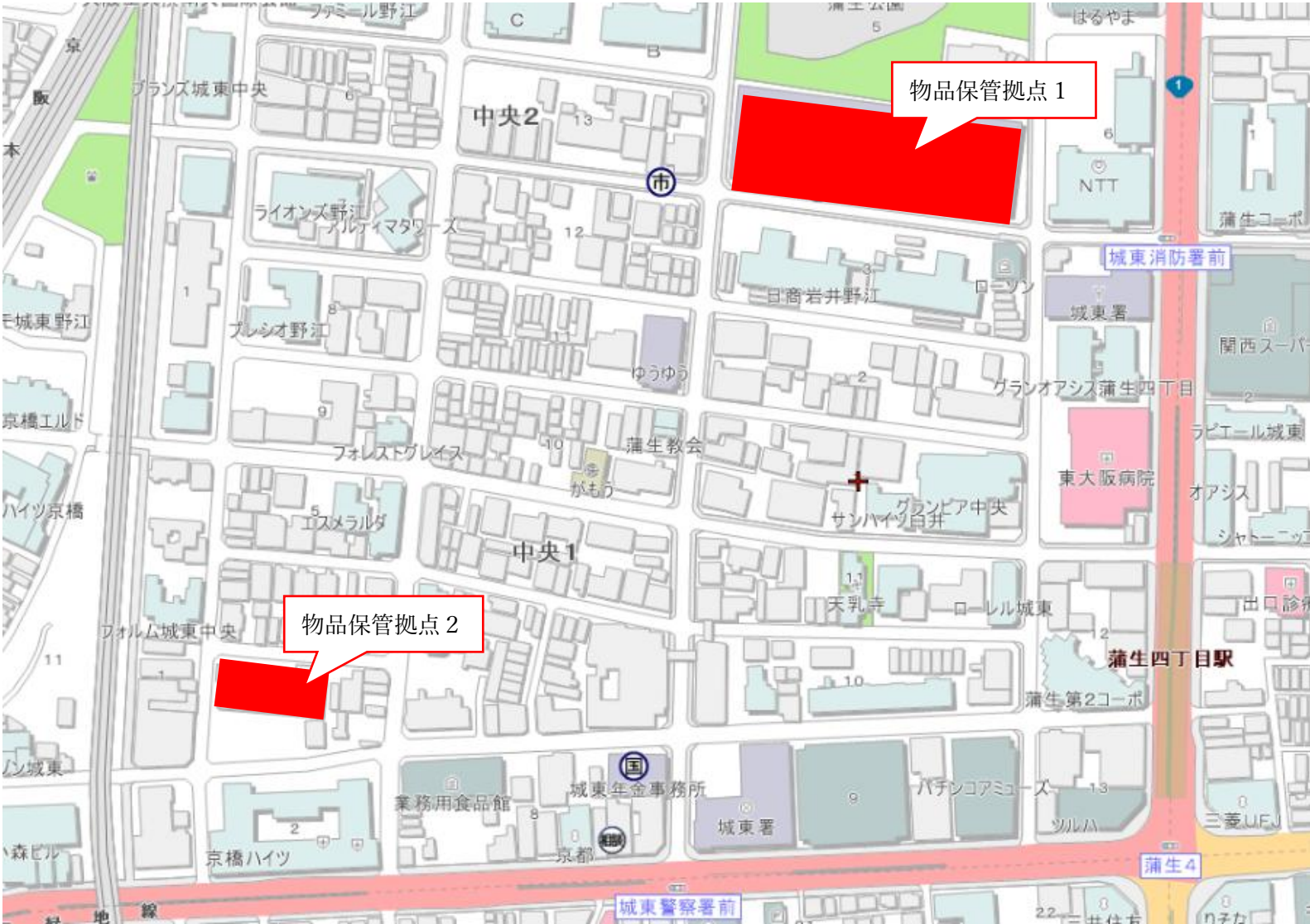
第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

特記仕様書

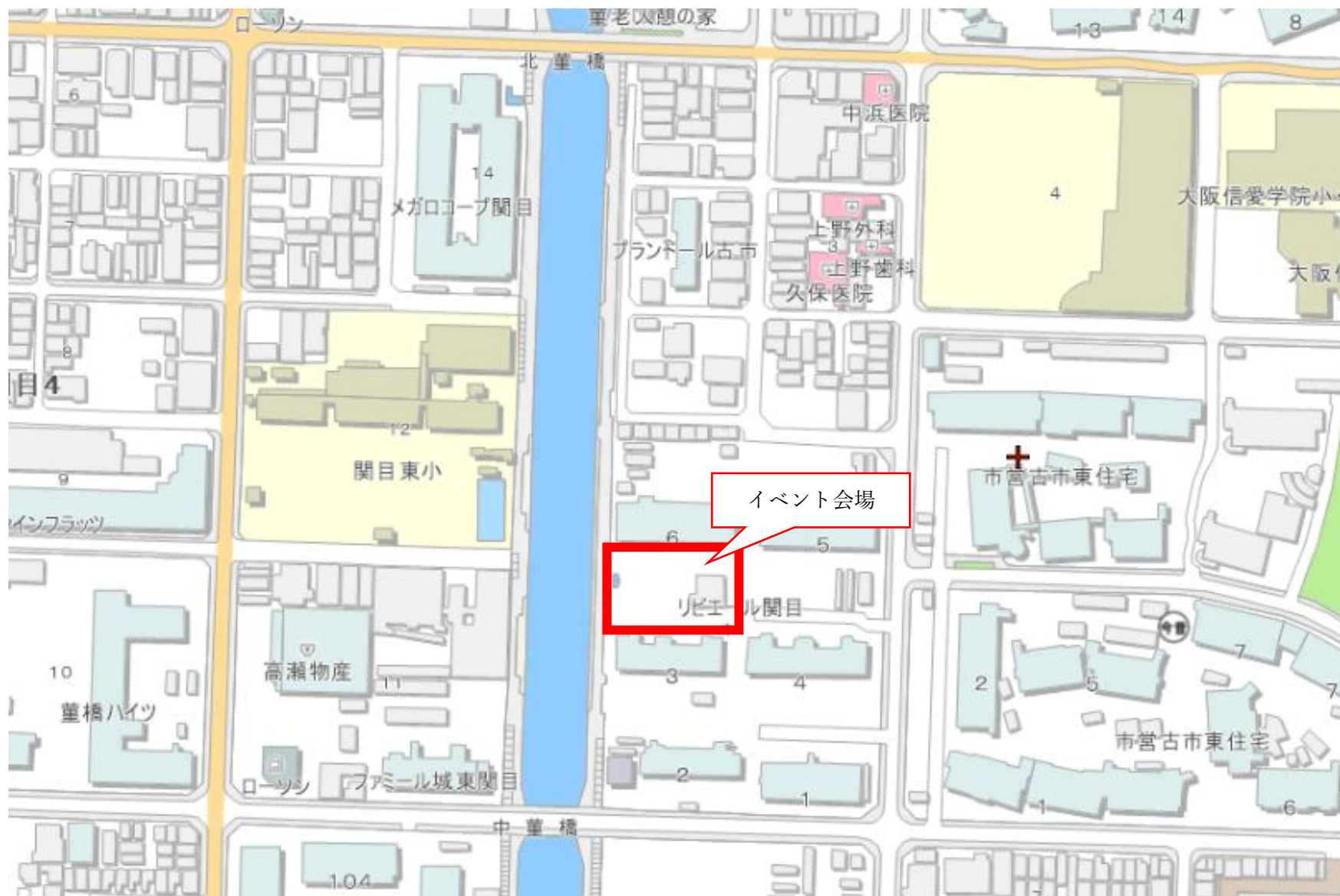
発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の城東区役所総務課（連絡先：06-6930-9101）に報告しなければならない。

物品保管拠点 1（城東区役所） 住所：大阪市城東区中央 3－5－4 5 1 階倉庫

物品保管拠点 2（城東区防災倉庫）住所：大阪市城東区中央 1－3－6 1 階



住所：大阪市城東区古市2丁目1（リビエール関目内の集会所及び西側広場）



物 品	数量	搬出入場所	備考
段ボール（60×50×60cm）	12箱	物品保管拠点 1	
コンテナ（35×60×30cm）	7箱	物品保管拠点 1	
簡易照明セット（400×36×13cm）×2	1セット	物品保管拠点 1	
音響セット（80×45×64cm）	1セット	物品保管拠点 1	
スタンド（100×14cm）	4脚	物品保管拠点 1	
台車	2台	物品保管拠点 1	
カゴ台車（110×110×170cm）	3台	物品保管拠点 2	